

(お知らせ)

仮設焼却施設の起工式について (浪江町)

平成 26 年 10 月 20 日
環境省福島環境再生事務所

このたび、浪江町において仮設焼却施設の造成工事に必要な準備が整ったことから、10月29日(水)に起工式を実施しますのでお知らせします。

1. 概要

放射性物質による汚染に対処するために制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」において、同法に定める対策地域内廃棄物の処理は国が実施することとされています。

今般、浪江町棚塩地区に設置する仮設焼却施設については、造成工事に必要な準備が整ったことから、起工式を実施することとなりました。

本業務は、浪江町内に1日の処理能力300トンの仮設焼却施設を建設し、浪江町内の対策地域内廃棄物(除染廃棄物、災害廃棄物等)を焼却処理して減容化するものです。

<施設概要>

設置場所 : 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内
(マリンパークなみえ)

処理能力 : 300トン/日

処理対象物 : 除染廃棄物、災害廃棄物、片付けごみ

処理見込量 : 約 163,000 トン

2. 起工式

日 時 : 平成 26 年 10 月 29 日(水) 午前 11 時～

会 場 : 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内
(マリンパークなみえ : 別紙案内図のとおり)

3. 取材について

当日、現地において、以下のとおり取材を受け付けます。取材に際しては、安全確保のため、指定のエリアにて撮影取材等をいただきますようお願いいたします。

また、取材に際しては現地担当者の指示に従っていただくとともに、記者証または社名入りの腕章の着用をお願いします。

日程については予定であり、変更・中止されることがありますのでご了承ください。

日 時：平成 26 年 10 月 29 日(水) 午前 11 時～

会 場：福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内

(マリンパークなみえ：別紙案内図のとおり)

※国道 6 号から現地方面は立入許可が必要となります。

事前に、浪江町において通行証の申請・発行の手続きを済ませていただきますようお願いいたします。

遅くとも、1 週間前までに申請手続きを済ませてください。

<問い合わせ先>

福島環境再生事務所

減容化施設整備課

電話：024-563-6954

課 長：小島 啓之

課長補佐：福島 正明

会場案内図

